

**「接続機器レンタル規約」新旧対照表**

改定前 (2006年10月1日付)	改定後 (2006年12月1日付)
<p>第7条 (会員の義務)</p> <p>2. 前項の禁止行為の一に該当すると当社が判断した場合、会員は当社の請求に従い当社が別途定める「買取価格一覧表」に従って算定した金額をもって、直ちに接続機器を買取るものとします。</p>	<p>第7条 (会員の義務)</p> <p>2. 前項の禁止行為の一に該当すると当社が判断した場合、会員は当社の請求に従い当社が別途定める金額をもって、直ちに接続機器を買取るものとします。</p>
<p>第9条 (任意の買取)</p> <p>1. 会員は、レンタルされている接続機器を任意に買取ることができるものとします。その価格の算定、買取代金の支払期日は別途定める「買取価格一覧表」に従うものとします。なお、会員が本規約に基づき複数の接続機器をレンタルしている場合、当社は会員によるいずれか一つのみの買取りをお断りする場合があります。</p> <p>2. 前項の買取の申込は、会員が当社所定の方法に従い当社に通知して行うものとします。この場合、接続機器のレンタル契約は、買取申込日の属する月の末日をもって終了するものとし、同日をもって会員と当社との間に当該接続機器の売買契約が成立するものとします。但し、買取代金の支払期日までに買取代金の支払がない場合、当社は、催告の上、相当期間経過後に当該売買契約を解除することができるものとします。</p>	<p>第9条 (任意の買取)</p> <p>1. 会員は、接続機器を任意に買取ることができるものとします。この場合、会員は、新品の接続機器 (以下「新規接続機器」といいます。) のみ買取ることができ、レンタルしている接続機器は第10条第1項の定めに従い当社に返還するものとします。新規接続機器の価格の算定、買取代金の支払期日は別途定める「買取価格一覧表」に従うものとします。なお、会員が本規約に基づき複数の接続機器をレンタルしている場合、当社は会員によるいずれか一つのみの新規買取りをお断りする場合があります。また、BBテクノロジーが会員に提供しているブロードバンド・サービスによっては、新規接続機器の買取ができない場合があります。</p> <p>2. 前項の買取の申込は、会員が当社所定の方法に従い当社に通知して行うものとします。この場合、接続機器のレンタル契約は、買取申込日の属する月の末日をもって終了するものとし、同日をもって会員と当社との間に新規接続機器の売買契約が成立するものとします。但し、買取代金の支払期日までに買取代金の支払がない場合、当社は、催告の上、相当期間経過後に当該売買契約を解除することができるものとします。</p>
<p>第10条 (レンタル契約終了等に伴う返還・買取)</p> <p>1. 本規約に基づく接続機器のレンタル契約が終了した場合または「BBサービス規約」に基づく利用休止期間が12ヶ月を超えた場合、会員は、接続機器を当社に返還するものとします。なお、接続機器返還先住所については別途定めるものとし、この場合返還に要する費用は会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に接続機器に故障等が発生した場合、当該接続機器の修理費用等は会員の負担とします。</p>	<p>第10条 (レンタル契約終了等に伴う返還・買取)</p> <p>1. 本規約に基づく接続機器のレンタル契約が終了した場合、「BBサービス規約」に基づく利用休止期間が12ヶ月を超えた場合、または第9条の定めに従い新規接続機器の買取りを行った場合、会員は、接続機器を当社に返還するものとします。なお、接続機器返還先住所については別途定めるものとし、この場合返還に要する費用は会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に接続機器に故障等が発生した場合、当該接続機器の修理費用等は会員の負担とします。</p>

<p>2. 前項の規定にかかわらず、会員は、自己の選択により、レンタル契約終了後に接続機器をその使用期間に応じた価格にて買取ることができるものとします。その価格の算定は、別途定める「買取価格一覧表」に従うものとします。</p> <p>3. 事由の如何を問わず接続機器のレンタル契約が終了した場合または「BBサービス規約」に基づく利用休止期間が12ヶ月を超えた場合に接続機器が30日以内に当社に返還されなかった場合、会員は当社の請求に従い、別途定める「買取価格一覧表」に従って算定した金額をもって、直ちに接続機器を買取るとします。</p>	<p>2 (削除)</p> <p>2. 事由の如何を問わず接続機器のレンタル契約が終了した場合または「BBサービス規約」に基づく利用休止期間が12ヶ月を超えた場合に接続機器が30日以内に当社に返還されなかった場合、会員は当社の請求に従い、別途定める金額をもって、直ちに接続機器を買取るとします。</p>
--	---